

税金よもやま話

第143回

東京地方税理士会
藤沢支部 税理士
清水 衛



生命保険の“落とし穴”と上手な活用術

経営者の皆さまにとって、生命保険は、死亡や病気、ケガといった万が一の事態に備えるだけでなく、残されたご遺族の生活保障や相続税の納税資金、退職金準備や相続対策など、将来のための資金作りとしても活用されていることと思います。

しかし、その活用方法を少しでも間違えると、思わぬ税金がかかる「落とし穴」に陥ってしまうこともあります。税務の世界は「知らなかった」では済まされないのです。

◆ 法人保険の名義変更 昔の「節税スキーム」はもう使えない！？

かつて、法人で契約した生命保険を個人に名義変更する手法は、合法的な「節税スキーム」として広く利用されてきました。解約返戻率の低い時期に名義変更することで、法人側で多額の損失を計上しつつ、個人に資産を移転するという方法です。

しかし、令和3年(2021年)6月の所得税基本通達の改正により、この状況は大きく変わりました。現在では、名義変更時の評価額が見直され、以前のような低い評価額での名義変更は、税務上のメリットが大幅に失われました。

法人向けの生命保険に対する税務上の規制強化は、令和元年(2019年)のパレンタインショックに続き、ホワイトデーの時期に通知されたことから、「ホワイトデーショック」と呼ばれています。もし、このルールを知らずに名義変更を行うと、その評価額が退職金や報酬とみなされ、想定外の課税リスクが発生する可能性があります。特に、令和元年(2019年)7月8日以降に契約した法人保険は、この改正の対象となりますので注意が必要です。

◆ 非課税枠を活かす！生命保険の相続対策

相続対策を考えている方にとって、生命保険は非常に有効な手段です。相続税法には、生命保険金にかかる特別な非課税枠が設けられています。それは、「500万円 × 法定相続人の数」です。

たとえば、法定相続人が3人(配偶者と子2人)の場合、500万円 × 3人 = 1,500万円までが非課税となります。さらに、生命保険金は「受

取人固有の財産」とされ、現金で速やかに受け取れるため、急な納税資金や葬儀費用の確保に役立ちます。

ただし、注意点として、この非課税枠は、受取人が「法定相続人」である場合にのみ適用されます。たとえば、孫を受取人にした場合、この非課税枠は適用されません。生命保険を相続対策に活用する際は、誰を受取人にするかを慎重に検討しましょう。

◆ 賢く資産を承継する「保険料贈与プラン」

近年注目されているのが、親が子に保険料を贈与し、子が自身の名義で保険を契約するという方法です。

このプランには、次のようなメリットがあります。

- ・子自身が契約者となることで、将来の相続財産を圧縮できる
 - ・贈与は年間110万円の非課税枠を利用できる
 - ・万一の際の納税資金にもつなげる
- ただし、このプランを成功させるためには、税務調査で「単なる名義貸し」と判断されないよう、以下の点をしっかり守る必要があります。
- ・贈与契約書を作成する(確定日付があればなお良い)
 - ・贈与税の申告が必要な場合は、きちんと申告する
 - ・贈与者が生命保険料控除を受けないようにする
 - ・贈与されたお金を、子が自分の口座で管理し、その口座から保険料を支払う

◆ 最後に

生命保険は、事業継続、相続対策、退職金準備など、経営者の皆さまにとって、さまざまな目的で活用できる重要な手段です。しかし、税制や通達は常に変わります。「昔はこうだった」という情報で判断すると、思わぬ課税リスクを招く可能性があります。

ご自身の保険契約が最新の税制に対応しているか、また、将来の事業や相続にどう活かせるか。顧問税理士や保険の専門家と連携し、最新のルールに基づいた対策を講じていくことが大切です。